


第5号様式（証人等調書）

<input type="checkbox"/> 証人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書		裁判所書記官印 
（この調書は、第17回口頭弁論調書と一体となるものである。）		
事件の表示	平成16年（行ウ）第20号	
期日	平成20年7月29日 午前10時00分	
氏名	柏村忠志	
年齢	64歳	
住所	茨城県土浦市中高津1-3-9	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input checked="" type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input checked="" type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳 述 の 要 領		
別紙速記録のとおり		
なお、甲第45号証は、プレゼンテーションソフトを使用し、スクリーンに投影して示した。		
以 上		

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

せん
宣

せい
誓


りょうしん したが 良心に従って しんじつ 真実を の 述べ、

なにごと かく 何事も隠さず、

いつわ の 偽りを述べないことを

ちか か 誓います。

氏名

柏村忠志 

速 記 録 (平成20年7月29日第17回口頭弁論)

事 件 番 号 平成16年(行ウ)第20号

原告本人氏名 柏 村 忠 志

原告ら代理人 (谷萩)

甲第16号証を示す

これはあなたが、御自分の考えていること、これまでお調べになったことなどをまとめたものですね。

はい。

甲第45号証を示す

それから、この書証を、スライドにしたものを映写してありますので、こちらで適時、示したものを、御覧になりながら、証言してください。まず、現在、どのような社会的な地位と申しますか、お仕事をされていますか。

土浦市議会議員3期目に当たります。

議員になる前は、どんな活動をしてこられたんでしょうか。

約20年近く、霞ヶ浦の開発に対しての、そういう住民運動を行っております。更に、今問題になってる、温暖化、気象変動ですね、1992年にブラジルでやった地球サミットに合わせて、NGO、全世界のですね、そこにも、茨城の環境団体を代表して、参加しております。

そういった環境に関する問題や、住民運動などにずっとかかわってこられたということによろしいですか。

はい。

それでは、本日お話ししていただく内容の要旨は、どんな内容になるかということをお話しいただけますか。スライド1を見てください。

茨城県の水需給計画は、市町村に必要以上の水量の買取りを押し付ける、いわゆる責任引取制の上に成り立っております。市町村の実

際の水需給を踏まえた水需給計画にすれば、八ッ場ダムなどの水資源開発、水源開発はますます不要となることは明らかであります。責任引取制は無駄な水源開発に根拠を与え、無駄な支出を生み出すと共に、市町村の自律的な水需給システムの構築を阻害していることを明らかにするものです。

甲第16号証の1ページの1の、県南水道計画の策定というところで、昭和53年に県南水道計画が策定される前の、土浦市の水道事業の歴史について、書いてありますね。

はい。

昭和32年に、一部事務組合が設立され、その後、昭和39年9月に、霞ヶ浦水道組合を解散し、同年10月1日に、土浦市単独で、茨城県霞ヶ浦水道事務所から浄水の供給を受けるために、水道事業を創設したと。その時点での給水人口が13万人。1日最大給水量が3万2500トンというところから出発しているということのようですね。

はい。

その後、昭和53年に、県南地域広域的水道整備計画というものが作られたんですね。

はい。

甲第17号証を示す

甲第45号証のスライド2も見てください。これが県南地域広域水道整備計画の抜粋ですね。以後、県南水道計画と言いますが、この概要についてお話しいたしますが、まず、甲第16号証の1ページの1のA、現況分析についてということですが、これは私のほうから誘導しちゃいますけれども、この計画区域というのは、土浦市を始めとする、3市10町7村で構成されているということですね。

はい、そうです。

それでは、この地域の計画の給水人口、それから1日最大給水量がどの程度のものであったか、どの程度のものとして計画されているかということについて、述べていただけますか。現時点の、計画策定時の給水人口や、1日最大給水量がどの程度なのか。

この地域の水道施設というのは、昭和53年3月で、上水道が6か所、簡易水道が142か所、専用水道が26か所あります。で、地域の給水人口は30万9000人、1日最大給水量9万1000トンになります。水道水源は、霞ヶ浦が1日4万2000トン、及び地下水が4万9000トンに、水源を求めております。

この53年時点では、1日最大給水量が、9万1000トンであったということですね。

はい。

次に、水道水の確保の方策について、どういう方法で、水源を確保していくかということですが、どんなふうに、この計画では述べられていたか、説明していただけますか。

この県南水道計画によりますと、当地域の人口増加の傾向により、水道水の需要は増加の一途をたどっているという認識で、この水需給の需要の増大に対応するためには、地下水の新規開発は困難なので、安定した水源として、霞ヶ浦、利根川からの取水が緊急の課題となっていると語っております。

そして、給水人口も、どの程度と見るかという計画ですけれども、人口の予測については、何を基にして予測するとしていましたか。

これは、昭和51年9月の茨城県民福祉基本計画で、この人口推計をし、それを土浦の第2次土浦総合計画に反映し、それがこのように反映されております。

甲第17号証の18ページを見てください。推計の方法として「昭和60

年の人口は『茨城県民福祉基本計画』に基づき771千人とした。」となっておりますね。

はい。

そして、その結果、その目標年次には、どの程度の給水人口ないし給水量にするということになっていたか、説明していただけますか。

例えば、土浦について見てみますと、昭和52年の1日最大給水量が2万9342トンであったものが、昭和62年度6万9400トン、昭和75年度には13万3200トンまで増加するという計画になっております。

大変な量の需要が増えるという計画になっていたわけですね。

そうです。

この県南水道計画というものは、その後の、土浦市始め、関係地域の水道行政に、どのような影響を及ぼしたことになるのでしょうか。

これは、次の課題になってくると思いますけれども、責任引取制ということで、水道行政に大きく基底することになります。

まあ、端的に言って、いい影響を及ぼしたのか、悪い影響を及ぼしたのか、いかがですか。

極めて悪いですね。

次に、今お話が出ました責任引取制ということについてですが、甲第45号証のスライド3を見てください。協定書、契約書から、県水道条例へという標題になってます。スライド4を見てください。この53年に県南水道計画ができて、56年に県南広域水道事業の実施に関する協定書というものが結ばれていますね。

はい。

甲第18号証を示す

これが、その協定書ですね。

はい。

この協定書というものは、土浦市長を含む、先ほどの県南水道計画の区域内の市町村長及び水道企業団と県知事との間で結ばれた協定ということになりますね。

はい。

これは、目標年度が昭和62年度となっておりまして、この協定書本文の1ページ目に、62年度における土浦市の1日最大給水量、これが、3万1600立方メートルと書いてありますね。で、先ほど、県南水道計画ができる以前の、創成期の給水量が3万2500トンでしたので、これと合わせて、1日当たり6万4100トンという、1日最大給水量というものが、この時点で、協定で決まったわけですね。

はい、そうです。

この6万4100トンという数字は、その後、よく、出てきますね。

はい。

ところで、先ほど、責任引取制というものが問題だとおっしゃってましたけれども、この協定書の中に、責任引取制というものが規定されているわけでしょうか。

そうです。

どんなふうに規定されているか、述べていただけますか。

これは、県南の水道計画策定に伴って、土浦市長及び地方自治体ですね、それから県知事との締結で、名称が、県南広域水道事業の実施に関する協定書となります。内容については、1日最大給水量の責任引取りについて明記してあります。つまり、別表の受水団体別、年度別供給水量に掲げる水量は、乙、土浦市などの当該年度における責任引取水量として、乙のうち自己の都合により、当該水量のいかににかかわらず、責任引取水量に係る供給料金相当額を、甲、茨

城県に対し負担するものとする、このような内容になっております。

甲第45号証のスライド5を見てください。そして、その後、この協定書が結ばれたのと同じ日に、県南広域水道用水供給事業に係る水道用水需給等に関する契約書というものが締結されてますね。

はい。

甲第19号証を示す

これが、茨城県公営企業管理者と土浦市との間で締結された契約書ということですね。

はい、そのとおりです。

この契約書の内容で、大事な点を挙げていただけますか。

協定書でも同様の内容になっておりますけれども、契約は昭和62年以降の1日最大給水量6万4100トンを挙げております。契約書も協定書も同様の、責任引取りを明記しております。以上です。ここでも、1日最大給水量6万4100トンという数字が使われてくるわけですね。

はい。

56年から、この1日最大給水量6万4100トンというのは、その後、何年も続くわけですか。

そうです。

その間に、昭和63年に、茨城県水道条例の改正が行われたということがありますね。

はい。

甲第20号証を示す

これが、茨城県水道条例ですね。

はい。

このときの改正で、特に今回のテーマとのかかわりで、大事な点について述べていただけますか。

改定内容は料金の2部制、基本料金と使用料金が導入されたことが1点。それから、契約水量を基本料金として義務付けたこととなります。

この甲第20号証の第2条の3というところで、いわゆる、用水供給に関する需給契約を結ぶことになってまして、この中で1日最大給水量などを決めるとなっておりますね。

はい。

で、料金の体系を見ますと、基本料金と使用料金と分かれていて、基本料金というのは、需給契約で定めた1日最大給水量に単価を掛けて、計算するわけですね。

そうです。

1日最大給水量が幾らと決まってしまうと、実際には市町村がどれだけ水を使おうが、決まった金額だけは払わなければならないと。

そのとおりです。

この6万4100トンという水量ですけれども、これは、先ほどの県南水道計画の中で、土浦市の水需要予測として、甲第16号証の2ページ目に、昭和62年度には、6万9400トンに設定されていたということがありましたね。

はい。

こういったものとの関係があると思われるということですか。

もちろん、そのとおりです、ベースになっております。

結局、県の立てた広域水道計画などに合わせて、この需給水量というものも決められたという関係になっていると理解できるわけですね。

はい、そのとおりです。

この1日最大給水量ですけれども、6万4100トンという数字は、この後も、長く、続いていくわけですか。

ええ、続いていきますね。

その後、それが減らされたという経過がありますか。

ええ、協議により、暫定水量ですかね、それがございます。平成9年からだったと思います。

甲第16号証の3ページを見てください。平成7年度から、6万4100トンが5万6261トンに減らされ、これが19年度まで続いて、20年の3月にまた変更契約書が結ばれて、5万6700トンになったということが書かれてありますね。

はい。

ところで、この6万4100トン、現在は5万6700トン、この水準ですけれども、この1日最大給水量の水準というのは、実際の水の使用量と比較して、いかがなんでしょうか。

やはり、高いですね。

計画値のほうが高い。

もちろんです。

では、その実態と離れているという辺りについて、お話しいただきます。甲第45号証のスライド10を見てください。これは、先ほどの県南水道計画と実績値を比べてみた表ということになりますね。

はい。

土浦市についてのものですね。

そうです。

昭和60年で見ると、どんなことが言えますか。

県南水道計画で、人口は16万人を想定しておりますけれども、実績は12万87人。で、1日最大給水量が、計画では5万9100

トン、それに対して実績は、3万5180トンということになります。

甲第45号証のスライド11を見てください。平成2年、昭和65年で見ると、いかがですか。

人口が、計画では17万6500人が、12万8096人が実績となり、その1日最大給水量は、計画においては8万3000トンで、その半分以下の3万8510トンというのが実績値であります。

甲第45号証のスライド12を見てください。昭和75年、平成12年はいかがですか。

同様に、人口も23万9000人が、実績としては13万7316人、その1日最大給水量は、計画上からすると、13万2300トン、それに対する実績は4万4825トンとなります。

1日最大給水量では、3倍くらいの開きが出てしまっているようですね。

はい、かなりの差です。

現在の、この1日最大給水量である5万6700トンでも、実績からすると、水余りしてしまうということになりますね。

そうです。

実態よりも、たくさん水を買って、お金を払っているということになるわけですね。

そのとおりです。

これまで、どれくらい余分な水を買っていたかということですが、どんなふうになりますか。

甲第45号証のスライド13を見てください。まず、6万4100トンから、5万6700トンに、平成20年から変わりましたがけれども、平成19年度の1日最大給水量が4万8723トンですから、それでも水は多いと。過去10年間の平均1日最大給水量は、スラ

イド、ちょっと訂正します、4万5948トンです。

スライド上、過去10年間の平均1日最大給水量が「4,594」と書いてあるんですが、4万5948トンであると。

はい。で、平成19年度までの契約水量の5万6261トンとの比較では、1万313トンの水道用水は無用となっております。

それを更に、過去にわたって、どれくらいの金額を無駄に払ってきたかということについては、次の甲第45号証のスライド14でお願いします。いかがですか。

これはひどいものです。20年間で32億円の無駄払いだと言うことができます。年間、約1億6000万円で、その計算式は基本計画の「1290円×12月×10,313m³」で、約1億6000万です。それが、20年間で約32億円となりますから、膨大な量になります。

これほどまで、余分に土浦市がお金を払うようになってしまったという、もともとの原因というものは、何にあったと考えられますか。

先ほどから指摘しておりますように、県南水道整備計画自体での人口推計が多いわけですから、当然、それを見直すということが必要だったと思いますけれども。それか、昭和53年から平成16年間の26年間に、水道整備計画の拡張工事は、1期から3期までございますけれども、平成16年に、その県南広域水道事業は完了しておりますので、その中間地点、1期から3期までの間に、見直すことは十分にできただろうと思います。その意味では、土浦市民に損害を与えた、そのやらなかった行為、不作為の責任は重大であると考えております。

なぜ、この県南水道整備計画と実態に乖離というものが起こったのかという点ですけれども、この点については、あなたのほうでは、結論としては、

どんなふうに考えてますか。

基本的には、霞ヶ浦開発事業ありきというか、あるいは八ッ場ダム開発基本計画ありきで、それに数値を合わせていくという形が、この県南水道整備等の乖離が起きたのではないだろうかと考えております。

まず、先に、霞ヶ浦開発事業であるとか、八ッ場ダムであるとか、こういう水源開発の計画があって、それに合わせて需給計画を立てているのではないかと、そのように見られるということですね。

はい。

今の問題について、甲第16号証の5ページ、(3)以下で書いてあるんですね。

はい。

この陳述書のほうで、霞ヶ浦開発事業の計画が実施された経過であるとか、八ッ場ダムの計画された経緯などが書いてありまして、その上で、県南水道広域事業が、どの水源からどれだけの水の配分を受けることになっているかということが、触れられていますね。

はい。

霞ヶ浦の自流のものと霞ヶ浦開発事業、そして、渡良瀬遊水池、八ッ場ダム、全部合わせて、日量で言うと32万2272トンという水源を確保してあるということですね。

はい。

先ほど述べましたが、この県南水道計画の1日最大給水量計画値が30万6075トンで、水源としては、32万2272トンを確保してあると。これは、最大給水量と同じくらいの水源になっているという関係になってますね。

そうですね。

事業の決められた経緯とか、給水計画が立てられた経過などから見て、むしろ事業が先にありきではないかということ、これで述べているわけですね。

そうです。

それから、ちょっと先ほども話が出てきましたが、土浦市は県南広域水道事業の1つなわけですね。

(うなずく)

そして、県西にも広域水道事業がありますね。

はい。

県西と県南の広域水道事業を統合するという構想があるんでしょうか。

はい、ございます。平成16年に、新治村と合併したことによって、新治村は県西広域水道事業に入っております。で、土浦は御存じの、そういう状況ですが、その統合という問題は、かなり前から出されております。平成3年、4年、それで8年と、着々と進められております。

その統合の関係で、茨城県南西地域広域的水道整備基本計画調査報告書というものが、平成8年度に作られてますね。

はい。

甲第39号証を示す

県南と県西を統合して、どのような水の供給を行っていくかということが、この中で示されているわけですね。

はい。

ここで、改めて、統合した後の水の需給計画が書かれているわけですか。

はい、そうです。

甲第39号証の9ページを見てください。需要水量と供給水量の見通しという項目に、将来の計画値などが書いてあるわけですがけれども、簡単に、

どんな計画になっていたか、おっしゃっていただけますか。

平成7年をベースにして、その人口は148万7561人、これは、県南、県西を統合した場合ですね。で、中間目標値が平成17年、この場合は194万6920人で、目標最終年度が平成22年で、227万6599人となります。それに対する1日最大給水量は、大変な数字になっております。平成7年で42万8410トンが、平成17年に77万8200トン、平成22年に100万7250トンという、膨大な量になってございます。

(以上 玉垣裕子)

乙第182号証を示す

この調査報告書は、平成8年に作られているわけですが、平成17年に、実際にどうなったかということを示します。平成17年茨城県の水道という文書ですけども、68ページを見てください。ここに、水道用水供給事業としまして、県南広域、県西広域、それぞれについての認可計画、それから、実績の数値が書いてありますね。

はい。

これで見ますと、県南広域の1日最大給水量の計画値は30万6075トン、県西は8万トン、合わせて38万6075トン。これに対して、実績値が、県南が23万1800トン、県西が、6万6035トンですから、合わせても30万は行かないですね、29万7000ぐらいですね。

はい。

計画値が38万というところの、平成17年の実績が30万弱ですけども、この平成8年に立てた県南、県西を統合した場合の計画では、77万トンを超える最大給水量になっていたということですね。

はい、そうです。

非常に過大な計画が立てられているということですね。

はい。

ところで、この、過大な計画は、何を基にして立てられていることになっているんでしょうか。

これは、市町村のヒヤリングで、調査結果というふうに出しておりますが、大変疑問があります。

先ほどの甲第39号証の文書を見ますと、市町村からのヒヤリングを基にして、この水需給計画を立てましたと、こう、さかんに書いてありますね。

はい。

ヒヤリングの方法としては、こんなふうにやりましたということがいろいろと書いてあるんですけども、本当に市町村が実態に基づいて、自分のところはこのぐらい水が必要ですよという数字を出したなら、こんな過大な数字が出ると考えられますか。

全然考えられません。

そうすると、どうして、このような過大な水需要があるという数値が、ヒヤリングという形をとって、出てきていると考えられますか。

基本的に、その水は、制度上、各市町村の意向を聞くというふうな制度になっておりますので、まず、そこを聞きます。ただし、その水量が、果たしてその、前回の証人からも出されましたけれども、水道と言えば安全という言葉が出ますが、その安全神話の中で、とにかく、無難な数値、取り分け、水道行政の中では、県内の各地で、土浦を含めて、安全神話の中で多くしてると思っております。市町村側では、なるべくたくさん水道を確保したいという要請もあって、多めの数字が出てしまうという面もある。

あります。

県の側から多くしてしまうという、要請もあると考えられますか。

もちろんございます。平成8年というのは、霞ヶ浦開発事業が、4

回目の更新で、最終的に終わった年だと記憶しておりますけれども、その4回の見直しで、約2700億ですね、お金を使っております。それを県南、茨城県の持分と、それから、それを分けた県南水道に、当然、仕分されるわけですから、その量と料金を、どのように確保していくのかというのが、県にとって、企業局にとって、それは最大の課題なはずで、それが反映されていると私は思っております。その金を掛けた開発の負担金を負担してもらうためにも、各市町村で、水が必要だということで、水を買ってもらわなきゃならない。

そのとおりです。

ということで、過大な需給見通しが立てられてくるという、そういう要請があったはずだということですね。

はい。

甲第16号証の7ページの真ん中辺に、そのことが書いてありますね。

はい。

甲第28号証を示す

次に、ちょっと話が変わりますけれども、地下水、いわゆる井戸水を活用すれば、八ッ場ダムはますます不要になるということについてお話しいたします。土浦市の地下水の状況について、甲第28号証は、平成2年に出たもので、土浦市地下水水理解析調査報告書というものです。

はい、そうです。

土浦市が市内の地下水の状況について、業者に頼んで解析をしてもらった資料ということですね。

はい、そうです。

甲第45号証のスライド22を見てください。結論としては、2つの滞水層が市内にあるようすけれども、それぞれの滞水層ごとに、適正揚水量というものと、既に揚水している量を計算してますね。

はい。

どんなふうになっているか、説明してもらえますか。

第1滞水層は、これは主に、土浦の旧市街地が大体該当になります。それで、適正揚水量、ここまでやってもいいという、その揚水量が、1日1万8300トン、うち既に揚水しているものが「6,6141」トンで、その収支、引き算が、1万1686トンの余剰水があるということになります。第2滞水層は、これは土浦市の全域にわたります。適正揚水量は、1日4万1700トン、うち既に揚水しているものは3万5233トン、その水収支は、6467トンの余剰となっております。

ちょっと、スライド、これも訂正しなくちゃなりません、上から2行目の既揚水量は「6,6141」となってますが、6614トンですね。

はい。

ということは、合わせますと、1日当たり1万8000トンぐらいの水が、まだ地下水として利用することができる。

はい。

適正揚水量ということですから、そのぐらいは、くんでも特に支障はないという意味合いで理解すればよろしいのでしょうか。

そうですね。

そうしますと、土浦市の1日最大給水量の実績値が4万トン台でしたので、1万8000トン程度が地下水で利用できるということは、相当の部分を、地下水に代えることもできるということになりますね。

そうですね。

甲第45号証のスライド24を見てください。

今、申しあげましたような、1日約6万トンが、土浦市の地域の中で揚水することができます。この6万というのは、1日最大給水量、

6万4100トンに匹敵する量となっております。その6万トンをいかに管理をし、適正に活用するのが、大きな課題になってくるだろうと考えております。

茨城県の水利計画の中では、地下水というものは、活用するという方向ではないようですね。

はい、そうです。

地盤沈下対策もあるので、余り地下水はくみ上げないほうがいいというような方向なんでしょうか。

はい、そうです。

甲第29号証、甲第30号証を示す

茨城県全体の地下水の状況、特に県南地域の状況について、どんな状況かということをお話ししていただきます。甲第45号証のスライド26を見てください。これは、地下水位観測調査報告書という茨城県企画部が行ったものです。それから、甲第30号証は、茨城県地盤沈下調査報告書という、16年度に茨城県が作成したものですけれども、この甲第29号証のほうの資料、数字をまとめたものがスライド26になりますね。

はい、そうです。

これは、県南地域の傾向ということですが、どういったことを示していますか。

県が、地下水をくみ上げると、地盤沈下になると言っていることですが、むしろ地下水は、一言で言えば横ばい状態、あるいは上昇になっていて、下降のほうは少なくなっております。平成13年から18年の6年間の傾向として、そのように言えると思います。

縦軸は、観測井という、地下水を測る井戸の数ですね。

はい、井戸ですね。

水位が上昇している井戸のほう、数が増えている。

はい、そうです。

水位が横ばいであるという井戸は、むしろ減っている、そういう経過が現れていますね。

はい、そうです。

甲第45号証のスライド27を見てください。県西の状況ですけれども、全体的に、横ばいということが分かりますね。

はい。

甲第45号証のスライド29を見てください。次に、甲第16号証で言われているのが、大量の余剰水が節水を妨げているということですが、これはどういうことを問題にされていますか。

環境基本法ができて、環境基本計画というのが、県、市町村で作られており、その中に、節水という言葉はよくありますけれども、具体的、かつ、長期的な節水計画はほとんどありません。これは、茨城県の中での水というのは余っているわけですから、もし、節水なんかされたら、たまったもんじゃないわけですね、そういう本音が出た形になるんだろうと考えております。

需給計画というのがあるんですが、節水計画というのを見たことがない。ないですね。

甲第45号証のスライド30を見てください。次に、自治体の自立した水需給計画の推進に向けてという題になっていますが、あなたが、土浦市でこれまでかかわってきた水道料金の引き下げを求める様々な活動について、お話を頂くとのことですね。

はい。

甲第16号証で、これまでの運動について触れられていますけれども、9ページの7の(1)のところで、これまで、様々な住民の活動が行われてきたと、そして最近では、水道料金の引き下げを求める住民の活動が活発にな

っているということですね。

はい、そうです。

甲第45号証のスライド31を見てください。2003年の12月議会に、水道料金の引き下げを求める請願が提出されたということですね。

はい。

これは、署名の数なども相当な数になったんでしょうか。

はい。12月議会に請願書として出されて、これは初めてだろうと思いますけど、1万672筆の署名で出されております。

次に、2004年12月に住民監査請求を行っておりますね。

はい。

この監査結果ですが、結果は棄却だったようですけども、内容的に評価できる部分もありましたか。

ええ、かなり前向きな監査委員の意見が出されております。

そして、③に、2006年12月には、土浦市の水道事業に関する事務監査請求ということが記載されてますが、事務監査といいますと、一定の人数を集めなきゃなりませんね。

はい。

たくさん集まったんでしょうか。

ええ、有権者の50分の1、土浦の場合は、約2300人以上となりますけれども、その倍を超える署名を頂いております。で、これは、茨城県内で事務監査という請求をしたのは、初めてだろうということで、大変画期的なものだと考えております。

それだけ、市民の関心が強かったということですね。

そうですね。

そして、2007年6月に土浦市議会で、水道用水契約水量、1日最大給水量の変更を求める意見書というものが出されてますね。

はい。

これは、数は、どれぐらいの方が賛成したんでしょうか。

これは、全員一致ですね。

満場一致ということですね。

満場一致で採択されております。

甲第35号証を示す

これが、その内容ですね。

はい、そうです。

内容を見ますと、先ほど言いました県南の人口予測について、昭和50年対比で、昭和60年度の人口を155%と推定した文書を県が配布していると。土浦市は、そうじゃなくて、132%増という予測を立てようとしたんだけど、結局、県がこういう計画を出したので、155%に合わせざるを得なかった。

はい、そうです。

それを基にして、過大な水需要計画が立てられてしまった。

はい、そうです。

これを元に戻すと、見直すべきだということが書いてあるわけですね。

はい、そのとおりです。

甲第45号証のスライド32を見てください。証人としては、その自治体の水の需給率を高めるためにはどうすればいいかということについて、簡単に述べていただけますか。

土浦市の上水道は、県企業局から100%近い給水を受けております。この100%近い給水を受けているということは、非常時のときに、水供給の選択肢がありませんから、大変な災害等に、その役割を果たすことができないというふうになります。土浦には、地下水活用が年間517万トンほどございますけれども、先ほど申し上げ

げましたように、更に、土浦には、1日6万トンの地下水がございます。その地下水の適正な活用と管理を図るならば、土浦市の水の自治権を確立することは十分に可能であります。県企業局から、すべての水供給を受けるのではなく、飽くまでも、選択肢の1つとして考えるべきであろうと考えております。

これは土浦市自身の判断もありますけども、県が、そういった自治体の水の自治権といいますか、自立した水行政を、もっと認めるべきであるということですね。

そのとおりです。

甲第45号証のスライド33を見てください。これまでお話ししていただきましたけれども、本日のテーマである八ッ場ダム必要性に関して、土浦市から見た場合、どのように考えられますか。

茨城県は、霞ヶ浦開発事業の水がめ化、地下水揚水の規制などにより大量の余剰水を作り出していることは、先ほどから検証してきたとおりです。その余剰水を各市町村に、責任引取制によって押し付けてきております。茨城県は全く不要な八ッ場ダム開発に2000億円以上の負担金を支払い、自治体に過大な水道料金の支払を押し付け、市町村の自立した健全な水道事業の発展を阻害してきております。茨城県は、八ッ場ダム開発事業から直ちに撤退すべきであると考えております。

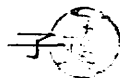
最後にちょっと付け加えてください。先ほど、県の証人の方が、八ッ場ダムから撤退すると、かえって、余分な金が掛かるんだと証言されました。その理由として、代替施設を造らなきゃならないので、代替施設を造るのに金が掛かるんだということをおっしゃいました。これについてどうお考えになりますか。

これも、全く発想が逆転しておりますね。そもそも要らないわけで

すから、代替設備とか、それは不要になります、どんな計算をしても、もともと要らないものに対して、その予想金額ですか、挙げて、それは、無駄で無意味だと思っております。

(以上 千葉真由美)

水戸地方裁判所

裁判所速記官 玉 垣 裕 子 

裁判所速記官 千 葉 真由美 